

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年5月18日

北海道留萌振興局長 工藤 公仁

1 業務名

るもい地域農畜産物等PR事業委託業務

2 目的

本業務では、「るもいフェア」において、市町村等から提供されるビッグデータを踏まえて、管内の食や自然等に嗜好が合う首都圏住民に効果的なPRを行うとともに、開催時の情報収集に基づくフォローアップにより、生産者ECやふるさと納税の利用に結び付けることで、新たな「るもいファンの獲得・リピーター化」を促すプロセスを構築する。

3 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおり。なお、業務の遂行に当たっては事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、委託者と協議の上、実施すること。

本事業の効果を地域の幅広い生産者・事業者への支援に繋げるため、新たな「るもいファンの獲得・リピーター化」を促すプロセス構築を目的として、首都圏等のイベントスペース等において、食資源PRのための農畜産物を中心とした地域産品の物販や、試供品配付・試食、地域PRのためのアウトドアの展示等を行うフェアを開催する。

(1) 新たな「るもいファンの獲得・リピーター化」を促すプロセスの構築

ア るもいフェアの開催時期・場所・内容の設定の提案

- ・開催時期は、原則として令和5年9～10月、2日間以上とすること。
- ・開催場所は、集客が見込める首都圏のイベントスペース等を会場とすること。
- ・開催内容は、食資源PRのための農畜産物・水産物・加工品等の物販ブース、及び試食・試供品配付ブース、地域PRのためのアウトドア展示ブースの3つを会場に設置して実施することを基本とし、新たな「るもいファンの獲得・リピーター化」を促すプロセスの構築という目的を踏まえつつ、集客が見込める内容とすること。
- ・なお、目的の達成に効果的な会場の提案がある場合は、選定理由を添え、具体的な場所・店名を提案すること。

イ ビッグデータを踏まえた出展商品等の選定方法の提案

- ・提供されるビッグデータを踏まえて、出展商品等の選定方法を提案すること。
- ・ビッグデータは、市町村や事業者から提供される、ふるさと納税者やEC購入者の性別、年代、居住地、返礼品（購入商品）などのデータを予定している。

- ・本業務は、道の委託費のほか、農畜産物等のPRを主目的とした事業費が次の市町村から拠出されるため、試食や試供品の配付など、当該予算の効果的な活用方法についても提案すること。

【事業費を拠出する市町村及び金額】

留萌市・増毛町・小平町・苫前町・羽幌町・初山別村・遠別町・天塩町 計 2,000 千円

- ・なお、ビッグデータは、開催準備・出展商品等の検討にのみ使用し、それ以外の目的に使用してはならない。

- ウ 来場者のデータ収集・分析、及び開催実績等に基づくPR手法の提案
- ・開催前に、来場者のデータ収集・分析手法を提案すること。
 - ・収集したデータは受託者にて分析の上、分析結果を委託者に報告すること。
 - ① 報告期限 令和6年1月31日(水)
 - ② 仕様 任意の様式とし、本委託事業の実績報告書に記載すること。
 - ③ サンプル数 300サンプル以上
 - ④ 分析項目
 - ・購買状況やPRブース参加状況など来場者の行動傾向の把握
 - ・フェアの周知広告による効果の検証
 - ・アンケートによる満足度・知名度調査及び課題整理
 - ・サンプル数が僅少等の理由により分析困難な場合は、委託者と受託者が別途協議した上で分析手法や項目を決定すること。
 - ・開催実績、来場者等のデータ分析を基に、次年度以降のフェア開催や、Webでの農畜産物等のPRについて、委託者に提案すること。

(2) 食資源とアウトドアを組み合わせたフェアの開催運営

ア 食資源とアウトドアを組み合わせたPR手法の提案

- ・集客促進を目的とした食資源とアウトドアを組み合わせた展示や取組などのPR手法について、委託者に提案すること。

イ フェアの開催運営

- ・フェアの効率的かつ円滑な開催に必要な会場設営、人員体制等を提案し、開催時においても委託者と連携して適切な運営を行うこと。
- ・フェアの開催に必要な会場使用料や什器使用料を負担すること。
- ・集客促進に効果的な周知広報を行うこと。

4 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 単体法人又は複数法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)とする。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。

- ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 167 号）第 167 条の 4 の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。
- ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - （ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - （イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - （ウ）消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - （ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - （イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - （ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

5 企画提案の審査基準

- ・実施体制、業務遂行能力
- ・企画提案の内容

6 担当部課

北海道留萌振興局 産業振興部 農務課（担当：野口）

〒077-8585 北海道留萌市住之江町 2 丁目 1-2

電話番号 0164-42-8490 ファックス番号 0164-42-4407

E-mail noguchi.junnya@pref.hokkaido.lg.jp

7 プロポーザル関係書類の交付について

(1) 交付期間

令和 5 年 5 月 18 日（木）から 5 月 31 日（水）まで

（土曜日及び日曜日、祝日を除く。交付時間は午前 9 時から午後 5 時まで）

(2) 交付方法

上記 6 の場所で交付する。なお、北海道留萌振興局のホームページにおいてダウンロードすることができる。

8 書類の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書

次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和 5 年 5 月 31 日（水）午後 5 時まで（必着）

イ 提出方法 持参（土曜日及び日曜日を除く。受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで）または郵送（レターパック、特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

ウ 提出書類 参加表明書及び関係添付資料

エ 提出場所 上記 6 に同じ。

オ 審査結果 文書で通知する。

(2) 企画提案書

企画提案書の提出依頼があった場合にのみ、提出すること。

ア 提出期限 令和 5 年 6 月 15 日（木）午後 5 時まで（必着）

イ 提出方法 持参（土曜日及び日曜日、祝日を除く。受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで）または郵送（レターパック、特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

ウ 提出場所 上記 6 に同じ。

9 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

10 最良の提案をした者の選定

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という）を選定する。

11 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

12 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プロポーザル審査会に関する説明

提出された企画提案の内容についてはヒアリング審査を実施する。
ただし、提出数が 3 を超えるときには書類選考を行う場合がある。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 6 に同じ。

(5) 契約保証金について

契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上とするが、免除する場合がある。

(6) その他の留意事項

- ア 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- イ 審査結果及び特定者名は、公表する。
- ウ 詳細は、企画提案指示書による。
- エ 本業務は、自然災害や感染症その他のやむを得ない事情により、委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により、提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。
また、本業務は、令和 5 年度予算配当前の準備行為として行うものであり、予算配当日や配当額の変更などにより委託期間、業務の内容及び委託料の額を変更するか、契約を行わないことがある。
- オ 自然災害や感染症その他のやむを得ない事情により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。